

令和 3 年第 7 回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

1 開催日時 令和3年7月8日(木) 午後3時00分から午後3時25分

2 開催場所 栄町役場庁舎5階大会議室

3 出席委員(8名)

会 長	8番	大野 久男
会長職務代理者	7番	朝倉 友子
委 員	1番	芝野 茂
	2番	長谷川 貴子
	3番	杉田 裕
	4番	小川 博
	5番	岩井 秀喜
	6番	鈴木 薫

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認
について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配
分計画(案)に対する意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

そ の 他

6 出席職員

農業委員会事務局長 湯浅 実

農業委員会事務局次長 小川 浩昭

農業委員会事務局主査 青木 秀直

7 農地利用最適化推進委員(6名)

日暮 秀男 竹本 昌男 麻生 洋 藤崎 敦之 加藤 昌宏

大塚 健男

◎開会

午後3時00分開会

○事務局長（湯浅実）

それでは、はじめさせていただきます。起立、礼。

○議長（大野久男）

ただ今より、令和3年第7回栄町農業委員会総会を開会します。本日は委員8名中8名出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項により、総会は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（大野久男）

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（大野久男）

それでは、7番 朝倉友子委員、1番 芝野茂委員にお願いします。

◎会議書記の指名

○議長（大野久男）

議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の小川氏と青木氏を指名します。

○議長（大野久男）

それでは議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とし、整理番号1について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、1ページ 議案第1号整理番号1についてご説明させていただきます。

場所については、4ページと5ページをご覧ください。

農地の所在は、四ツ谷字上耕地、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は416㎡他46筆で、合計17,612.66㎡です。譲渡人・譲受人・経営面積は記載のとおりです。本件は、農地の贈与により所有権移転を目的として、農地法第3条の許可を申請したものです。譲受人の労力総数は2人、申請事由は、譲渡人が孫へ農地を贈与し経営規模の縮小になり、譲受人は祖母より農地を譲り受け経営規模の拡大を図るものでございます。

それでは、農地法第3条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第

1号の全部効率利用要件及び、同項第4号の農作業常時従事要件は問題ないと思われ
ます。

次に、譲受人は法人ではなく、また信託行為ではないので、同項第2号の法人要件
及び第3号の信託の禁止は該当いたしません。

次に、譲受人の耕作面積は50アールを超えておりますので、同項第5号の下限面
積要件は問題ありません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第6号の転貸等の禁止は該当いたしま
せん。

最後に、同項第7号の地域との調和要件ですが、申請地の周辺は水田地帯になり、
譲受人は許可後もこれまでどおり水稻を作付けする計画であり、問題はないと思われ
ます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○4番（小川博）

現地を確認したところ水稻が作付けされている状況で、問題はないと思われ
ます。

○議長（大野久男）

続いて、農地利用最適化推進委員の大塚さんから、ご発言がありましたらお願いし
ます。

○農地利用最適化推進委員（大塚健男）

問題ないと思われ
ます。

○議長（大野久男）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願いま
す。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号整理番号1を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求め
ます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第1号整理番号1については、許可することに決定しまし
た。

○議長（大野久男）

次に、議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認に

ついて、を議題とし、整理番号1から整理番号4までは、農地中間管理事業の案件になりますので、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、6ページ 議案第2号整理番号1から整理番号4までについてご説明いたします。

場所につきましては、8ページから11ページまでをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が押付字中、地目は登記簿・現況共に畑で面積は85㎡です。

続いて、整理番号2 農地の所在が押付字中、地目は登記簿が墓地、現況は田で面積は3.3㎡です。

続いて、整理番号3 農地の所在が長門谷字上、地目は登記簿・現況共に山林で面積は482㎡です。基盤整備を予定している地区内になり、耕地整理後は農地として活用する予定であります。

最後に、整理番号4 農地の所在が大森字森、地目は登記簿が墓地、現況は田、面積は16㎡です。

内容は、農地中間管理権の取得で、貸付人、借受人、経営面積は記載のとおりです。期間は、令和3年7月20日から令和21年10月21日までの18年3か月間となっております。

本件と次の議案第3号につきましては、農地中間管理事業を活用した農地の利用集積になります。

農地中間管理事業は、農地を農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会に一旦預け、その後担い手農家に貸し付けるというものです。本件は、千葉県園芸協会が農業経営基盤強化促進法により4名の貸付人から農地を預かるため、農地の中間管理権を取得するものです。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号整理番号1を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第2号整理番号1については、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）

次に、議案第2号整理番号2を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第2号整理番号2については、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）

次に、議案第2号整理番号3を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第2号整理番号3については、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）

最後に、議案第2号整理番号4を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第2号整理番号4については、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）

次に、議案第2号整理番号5について、事務局の説明を求めます。なお、整理番号5については、長谷川委員に関連する議案ですので、ここで退席をお願いします。

○事務局長（湯浅実）

それでは、7ページ 議案第2号整理番号5についてご説明いたします。

場所につきましては、12ページをご覧ください。

農地の所在が押付字上、地目は登記簿・現況共に田で面積は178㎡他5筆で、合計1,486㎡です。

内容は、農地中間管理権の取得で、貸付人、借受人、経営面積は記載のとおりです。期間は、令和3年7月20日から令和21年10月21日までの18年3か月間となっております。

本件と次の議案第3号につきましては、農地中間管理事業を活用した農地の利用集積になります。

農地中間管理事業は、農地を農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会に一旦預け、その後担い手農家に貸し付けるというものです。本件は、千葉県園芸協会が農業経営基盤強化促進法により1名の貸付人から農地を預かるため、農地の中間管理権を取得するものです。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号整理番号5を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第2号整理番号5については、原案のとおり決定しました。長谷川委員は、入室し着席をお願いします。

○議長（大野久男）

次に、議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題とし、整理番号1について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、13ページ、議案第3号整理番号1についてご説明いたします。

場所については、先ほどの議案第2号と同じになりまして、8ページをご覧ください。

農地の所在が押付字中、地目は登記簿・現況共に畑で面積は85㎡です。内容は賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。また、10aあたりの賃借料は1俵、期間は令和3年7月20日から令和21年10月21日までの18年3か月間となっております。

本件は、農地の中間管理権を取得する公益社団法人千葉県園芸協会が、転貸人となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。この借受人については、地域の担い手農家であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま

す。以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号整理番号1について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第3号整理番号1については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（大野久男）

続いて、議案第3号整理番号2について、を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、整理番号2については、長谷川委員に関連する議案ですので、ここで退席をお願いします。

○事務局長（湯浅実）

それでは、14ページ、議案第3号整理番号2についてご説明いたします。

場所については、先ほどの議案第2号と同じになりまして、12ページをご覧ください。

農地の所在が押付字上、地目は登記簿・現況共に田で面積は178㎡他5筆で、合計1,486㎡です。内容は賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。また、10aあたりの賃借料は1俵、期間は令和3年7月20日から令和21年10月21日までの18年3か月間となっております。

本件は、農地の中間管理権を取得する公益社団法人千葉県園芸協会が、転貸人となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。この借受人については、認定農業者であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま

す。以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

(挙手なし)

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号整理番号2について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第3号整理番号2については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。長谷川委員は、入室し着席をお願いします。

○議長（大野久男）

続いて、議案第3号整理番号3と整理番号4について、を議題とし、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、15ページ、議案第3号整理番号3と整理番号4についてご説明いたします。

場所については、16ページと17ページをご覧ください。

整理番号3 農地の所在が北辺田字向芝、地目は登記簿・現況共に畑、農振農用地で面積は1,636㎡です。

続いて、整理番号4 農地の所在が龍ヶ崎町歩中村新田戊、地目は登記簿・現況共に畑、農振農用地で面積は826㎡です。

内容は賃借権の再設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。10アールあたりの賃借料は整理番号3が1万円、整理番号4は12,107円で、期間は整理番号3が令和3年7月20日から令和9年12月19日までとなり、整理番号4は令和3年7月20日から令和9年7月19日までとなっております。既に農地の中間管理権が設定されているため、利用権の期間は残存期間になるものでございます。

今まで耕作していた借受人の事情により、この後の報告第1号により合意解約がされ、新たな借受人に農地の中間管理権を取得している公益社団法人千葉県園芸協会が、転貸人となり、農用地の再配分を行なうものです。この借受人については、地域の担い手農家になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率利用要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま

す。以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号整理番号3について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第3号整理番号3については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（大野久男）

次に、議案第3号整理番号4について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第3号整理番号4については、農業委員会として意見がない

旨回答することに決定しました。

○議長（大野久男）

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、18ページ、報告第1号についてご説明させていただきます。

場所につきましては、16ページと17ページをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が北辺田字向芝、地目は登記簿・現況共に畑、農振農用地で面積は1,636㎡です。

続いて、整理番号2 農地の所在が龍ヶ崎町歩中村新田戊、地目は登記簿・現況共に畑、農振農用地で面積は826㎡です。

貸付人、借受人、転貸人、解約の申し入れ日、解約の成立日、土地の引き渡し日、解約の通知日は記載のとおりです。

本件は、賃貸借契約により借受人が耕作していた農地について、転貸人と借受人が話し合いの結果、双方合意のうえ契約を解除し、農地を転貸人に返すということで、その旨を書面で農業委員会に通知してきたものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

この案件も、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長（大野久男）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

よろしいですか、それでは以上をもちまして令和3年第7回総会を閉会します。

○事務局長（湯浅実）

起立、礼。お疲れ様でした。

午後3時25分閉会